

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成28年11月14日
【四半期会計期間】	第77期第2四半期（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日）
【会社名】	鴻池運輸株式会社
【英訳名】	Konoike Transport Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鴻池 忠彦
【本店の所在の場所】	大阪府中央区伏見町四丁目3番9号
【電話番号】	06(6227)4600(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理本部本部長 中谷 光弘
【最寄りの連絡場所】	大阪府中央区伏見町四丁目3番9号
【電話番号】	06(6227)4600(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理本部本部長 中谷 光弘
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第76期 第2四半期連結 累計期間	第77期 第2四半期連結 累計期間	第76期
会計期間	自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日	自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月30日	自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日
売上高 (百万円)	126,120	130,116	252,550
経常利益 (百万円)	5,779	6,408	10,714
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	3,371	4,248	6,411
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	3,333	1,807	5,417
純資産額 (百万円)	87,527	89,544	88,596
総資産額 (百万円)	193,624	191,938	191,773
1株当たり四半期(当期)純利 益金額 (円)	59.26	74.66	112.68
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円)	59.23	74.51	112.57
自己資本比率 (%)	44.2	45.6	45.2
営業活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	2,798	8,271	11,279
投資活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	5,543	4,435	12,536
財務活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	2,352	4,027	5,292
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	21,425	19,179	19,954

回次	第76期 第2四半期連結 会計期間	第77期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自 平成27年 7月 1日 至 平成27年 9月30日	自 平成28年 7月 1日 至 平成28年 9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	30.58	35.33

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載して
 おりません。
 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動は、次のとおりであります。

<複合ソリューション事業>

平成28年4月1日付で、(株)産交運輸物流サービスは、九州産交運輸(株)に吸収合併されております。

<国内物流事業>

関係会社の異動はありません。

<国際物流事業>

関係会社の異動はありません。

<その他>

関係会社の異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 経営成績

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、海外経済の低迷により外需が力強さを欠く状況で推移したことに加え、昨年末以降、為替相場の円高方向への転換とそれに伴うインバウンド需要の陰りや、個人消費の低迷持続による内需の伸び悩みを受け、足踏みが長期化しております。今後につきましても、消費税増税延期による下振れ要因の一時的な解消や、政府の経済対策への期待感が景気回復の下支えとなる一方で、欧州の政情不安や円高進行による収益悪化懸念などが重石となり、厳しい状況で推移するものと見込んでおります。

このような経営環境のもと当社グループは、食品や生活関連用品を取り扱う北関東流通センターを増築する等、国内営業基盤の強化に努めた他、経済成長著しいインドにおいて、鉄道コンテナ輸送事業を開始すべく、インランド・コンテナ・デポ()の運営に高い実績のあるAssociated Container Terminals Limitedと共同で、合弁会社JOSHI KONOIKE TRANSPORT & INFRASTRUCTURE PVT. LTD.を10月に設立することと致しました。今後は、西インド主要港とデリー首都圏近郊を結ぶ長距離物流網を構築し、インド国内におけるコンテナ輸送に取り組む他、当社グループのアジアでのネットワークを活かし、複合一貫輸送サービスの更なる拡充に取り組んでまいります。

当第2四半期連結累計期間の業績といたしましては、空港関連分野のインバウンド活況によるグランドハンドリング事業等の続伸、飲料関連分野の配送センター業務ならびに製造請負業務の増加等により、売上高は1,301億16百万円(前年同期比3.2%増)、営業利益は62億96百万円(同9.8%増)、経常利益は64億8百万円(同10.9%増)、親会社株主に帰属する四半期純利益につきましては、42億48百万円(同26.0%増)となりました。

インランド・コンテナ・デポ：輸出入業者が海上コンテナ貨物を内陸で受け渡しすることができる保税場所

セグメントの業績は次のとおりであります。

複合ソリューション事業

複合ソリューション事業におきましては、鉄鋼関連分野について、新規拠点における生産工程請負業務の開始や、顧客工場内での製造設備増強工事ならびに火力発電所向け設備製造据付業務の獲得、A S Rリサイクリング鹿島株の新規連結により、堅調に推移しました。食品関連分野についても、飲料等製造工程請負業務や新規開設拠点における配送センター業務が増加しました。また、空港関連分野について、昨年に引き続き関西国際空港等における国際線増便に伴うグランドハンドリング業務の伸長や、機内清掃業務の新規受注等も寄与し、売上高は893億25百万円(前年同期比5.3%増)、セグメント利益は75億99百万円(同6.3%増)となりました。

国内物流事業

国内物流事業におきましては、配送センターの移転に伴う当社受託エリア拡張により、オフィス用品取扱業務が増加したことに加え、北海道エリアにおける洋菓子取扱量が伸長した他、コンビニエンスストア向け商品取扱業務が好調に推移しました。しかしながら、国内個人消費の低迷により、アパレル品取扱業務が減少したことや、一部不採算業務からの撤退等により、売上高はほぼ前年並みの245億74百万円(前年同期比0.4%増)となりました。セグメント利益につきましては、上述の新配送センターの立上げ費用発生等により、9億65百万円(同3.9%減)となりました。

国際物流事業

国際物流事業におきましては、新規開設拠点における設備輸送業務の増加や、アメリカ向け自動車関連部材の輸出業務の好調維持、タイ子会社における冷蔵取扱業務の伸長はありましたが、日中間の海上運賃の高止まりによるコンテナ貨物取扱量の減少に加え、生活家電輸入業務が低調に推移したことや、円高の進行による在外子会社の売上高の減少により、売上高は162億17百万円(前年同期比3.7%減)となりました。セグメント利益につきましては、昨年発生していた米国西海岸の港湾労働者ストライキ問題への対応コストが解消したこと等により、7億57百万円(同14.8%増)となりました。

(2) 財政状態

総資産

当第2四半期連結会計期間末における総資産は1,919億38百万円であり、前連結会計年度末に比べ1億64百万円増加しました。

流動資産

当第2四半期連結会計期間末における流動資産は721億97百万円であり、前連結会計年度末に比べ15億11百万円増加しました。主な要因は、受取手形及び売掛金が20億8百万円増加したこと、現金及び預金が7億97百万円減少したこと等によるものです。

固定資産

当第2四半期連結会計期間末における固定資産は1,197億40百万円であり、前連結会計年度末に比べ13億46百万円減少しました。主な要因は、建設仮勘定が12億円減少したこと、土地が6億70百万円減少したこと、建物及び構築物が4億89百万円減少したこと、リース資産が11億82百万円増加したこと等によるものです。

流動負債

当第2四半期連結会計期間末における流動負債は489億68百万円であり、前連結会計年度末に比べ2億39百万円増加しました。主な要因は、1年内返済予定の長期借入金が17億97百万円増加したこと、未払法人税等が7億70百万円増加したこと、短期借入金が4億70百万円増加したこと、1年内償還予定の社債が30億円減少したこと等によるものです。

固定負債

当第2四半期連結会計期間末における固定負債は534億24百万円であり、前連結会計年度末に比べ10億23百万円減少しました。主な要因は、長期借入金が20億38百万円減少したこと、リース債務が11億74百万円増加したこと等によるものです。

純資産

当第2四半期連結会計期間末における純資産は895億44百万円であり、前連結会計年度末に比べ9億48百万円増加しました。主な要因は、利益剰余金が33億16百万円増加したこと、為替換算調整勘定が23億93百万円減少したこと等によるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における営業活動による資金の収入は82億71百万円(前年同期比54億72百万円の収入増)となりました。これは、主に税金等調整前四半期純利益が64億37百万円あったこと、減価償却費が35億63百万円あったこと、資金減少要因として売上債権の増加額が22億30百万円あったこと、法人税等の支払額が14億99百万円あったこと等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における投資活動による資金の支出は44億35百万円(前年同期比11億8百万円の支出減)となりました。これは、主に有形固定資産の取得による支出が43億95百万円あったこと等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における財務活動による資金の支出は40億27百万円(前年同期比16億75百万円の支出増)となりました。これは、主に社債の償還による支出が30億円あったこと、長期借入金の返済による支出が13億45百万円あったこと等によるものです。

これらの結果に現金及び現金同等物に係る換算差額5億84百万円を考慮し、当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末より7億75百万円減少し、191億79百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容の概要

当社は、当社の企業価値が、当社ならびにその子会社及び関連会社（以下「当社グループ」といいます）が永年に亘って培ってきたノウハウ及びブランドイメージに裏打ちされた経営資源にその淵源を有することに鑑み、特定の者又はグループによる当社の総議決権の20%に相当する株式の取得により、このような当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれがある場合には、かかる特定の者又はグループは当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、その基本方針と致します。

基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、多数の投資家の皆様の中長期的に継続して当社に投資して頂くため、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、下記(1)の経営理念を踏まえた企業価値向上への取組み、下記(2)のコーポレート・ガバナンスの強化の取組み及び下記(3)の株主の皆様に対する還元に関する取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の経営資源に基づく当社の持続的な企業価値の向上が妨げられるような事態を防ぐことができると考えられ、これらの取組みは、上記の基本方針の実現に資するものであると考えております。

(1) 経営理念を踏まえた企業価値向上への取組み

(a) 経営理念

当社グループは、以下の3点を念頭に置いて、高い品質のサービスを提供し、世界の人々の幸福と安全で安心な社会の実現に役立つプロフェッショナルサービス集団を目指しております。

() 当社グループは、品格ある事業活動を通じて、顧客、取引先、株主の皆様、従業員をはじめ、全ての人々を大切にします。

() 当社グループは、総物流を中心に様々な分野において、顧客が新しい価値を創造するための質の高いサービスを提供します。

() 当社グループは、自然と人間の共存に努め、地球環境の保全と未来社会の健全な発展に貢献します。

当社グループは、かかる経営理念に基づき、企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上を通じた株主の皆様を含むステークホルダーの繁栄、豊かな環境の創造と産業社会の発展、仕事を通じた社員の自己表現、相互信頼・合理性のある組織風土の醸成等を推進しております。

(b) 中期経営計画の策定及び同計画達成のための施策

当社では、企業価値又は株主の皆様共同の利益の向上に向けた取組みとして、平成28年3月期（平成27年度）を初年度とし、平成30年3月期（平成29年度）を最終年度とする3カ年間の中期経営計画（以下「本中期経営計画」といいます）を策定し、実行中であります。本中期経営計画の最終年度（平成29年度）は、売上高3,000億円、営業利益150億円、ROE（自己資本純利益率）8.7%の達成を目指して取り組んでおります。

また、本中期経営計画達成のための施策として、当社が現在取り組んでいる10のサービス分野のうち、基軸となる生産工程サービスの事業基盤を一層強化するとともに、医療関連サービス、ファッション&アパレルサービス、空港関連サービス及び定温物流サービスの各分野の強化、加えて自力成長補完の手段としてのM&A・事業提携の推進に取り組んでまいります。また、更なる経営効率化にも注力してまいります。

(2) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、法令遵守の徹底及び経営の健全性、迅速性の向上の観点から、企業価値・株主の皆様共同の利益の向上のために不可欠な仕組みとして、コーポレート・ガバナンスの強化を経営上の重要課題の一つとして認識しております。

まず、当社は、東京証券取引所の定める独立役員に該当する社外取締役1名を選任すると共に、定款で取締役の任期を1年に短縮し、株主の皆様が企業統治の在り方に直接意見を表明し得る機会を最大限確保する等、かねてよりコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

また、当社は、経営環境や市場の変化、顧客の動向に迅速に対応するために、迅速かつ適正な意思決定及び業務執行の遂行を図ると共に、事業活動に関する監査を強化することにより、取締役会及び監査役会の機能向上に努めております。

(3) 株主の皆様に対する還元に関する取組み

当社では、各事業年度の業績、財務体質の強化、中長期事業戦略等を総合的に勘案して、内部留保の充実を図りつつ、継続的に安定的かつ業績・収益状況に対応した配当の実現を目指すことを配当政策の基本方針としております。

当該方針に基づき、当社は、連結ベースでの配当性向を平成26年3月期（平成25年度）から3年間で概ね30%程度まで高めることを目標としておりましたが、前事業年度は連結ベースでの配当性向29.3%を達成致しました。今後もこの方針に基づき、企業価値向上の成果を還元させて頂くことで、更に株主の皆様へ支援して頂けるよう、企業価値の一層の充実を図りたいと考えております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組

み

当社は、平成25年8月30日開催の取締役会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本プラン」といいます）を導入することにつき決定致しました。また、本プランの導入に関する承認議案を平成26年6月25日開催の当社第74回定時株主総会に提出し、株主の皆様のご承認をいただいております。

本プランの詳細につきましては、当社ホームページ掲載の平成25年8月30日付プレスリリース

「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の導入に関するお知らせ」

（<http://www.konoike.net/news/detail.php?id=95>）

をご参照下さい。

(1) 本プラン導入の目的について

本プランは、基本方針を踏まえ、（ ）大規模買付行為を行おうとし、又は現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、（ ）当社取締役会が独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、（ ）株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、導入されたものです。

(2) 本プランの概要

(a) 対抗措置発動の対象となる行為

次の から までのいずれかに該当する行為（但し、当社取締役会が予め承認をした行為を除きます）又はその可能性のある行為（以下「大規模買付行為」と総称します）がなされ、又はなされようとする場合に、本プランに基づき対抗措置が発動される場合があります。

当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

当社の特定の株主が当社の他の株主との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当することとなるような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が事実上共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（但し、当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合が20%以上となる場合に限り）

(b) 大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者には、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、意向表明書及び大規模買付情報を提供していただきます。

(c) 取締役会及び独立委員会による検討等

当社取締役会及び独立委員会は、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合には60日間（初日不算入）、それ以外の場合には90日間（初日不算入）の期間を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間として設定し、当社取締役会は、当該取締役会評価期間内において、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者の大規模買付行為に関する提案等の評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものと致します。

また、独立委員会も上記と並行して大規模買付者からの提案等の評価及び検討等を行います。

(d) 独立委員会の勧告及び取締役会による決議

() 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールに従うことなく当社株券等の大規模買付行為を開始したものと認める場合には、原則として、当社取締役会に対して、所要の対抗措置を発動することを勧告できるものと致します。この場合、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、独立委員会の上記勧告を最大限尊重の上、所要の対抗措置を発動することと致します。

() 大規模買付ルールが遵守された場合

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守し、大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の検討と、大規模買付者との協議・交渉等の結果、同委員会の現任委員の全員一致によって、大規模買付者が総体としていわゆるグリーンメイラーである場合等一定の事情を有していると認められる者に該当しないと判断した場合には、当社取締役会に対して、対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。

他方、独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守し、大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の検討、大規模買付者との協議・交渉等の結果、同委員会がその現任委員の全員一致により対抗措置不発動の勧告を行うべき旨の判断に至らなかった場合には、対抗措置の発動につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告するものと致します。その場合、当社取締役会は、対抗措置の発動についての承認を議案とする株主総会の招集手続を速やかに実施するものと致します。当該株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の皆様の議決権の過半数によって決するものと致します。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、独立委員会の勧告を最大限尊重し、又は上記株主総会の決議に従って、対抗措置の発動又は不発動に関する決議を、遅滞なく行うものと致します。

なお、大規模買付者は、当社取締役会が本プラン所定の手続に従って対抗措置を発動しない旨の決議を行った後でなければ、大規模買付行為を実行してはならないものと致します。

(f) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成26年6月25日開催の当社第74回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと致します。但し、かかる有効期間前であっても、()当社取締役会若しくは当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合又は()独立委員会が全員一致で本プランを廃止する旨決議した場合には、本プランはその時点で廃止されるものと致します。

(3) 本プランの合理性

(a) 政府指針、金融商品取引所の諸規則に則していること

本プランは、会社法をはじめとする企業法制、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意の原則、必要性・相当性確保の原則)を以下のとおり充足しております。また、本プランは、東京証券取引所が平成18年3月7日に発表した「買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等に伴う株券上場審査基準等の一部改正について」及び同取引所の諸規則等に則り、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。本プランは、株主の皆様の権利内容やその行使、当社株式の市場への影響等について十分な検討を重ねて整備したものです。

(b) 企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上

本プランは、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

(c) 事前の開示

当社は、株主及び投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

(d) 対抗措置の発動に際して原則として株主の皆様のご意思を確認するプランであること

本プランは、大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為が開始された状況下で独立委員会が本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動を勧告する場合、及び独立委員会がかかる対抗措置の不発動の勧告をする場合を除き、大規模買付者による大規模買付行為に対する本新株予約権の無償割当て等の対抗措置発動の是非について株主総会を開催することによって、株主の皆様のご意思を直接確認することを内容としております。

本プランは、このように、株主の皆様のご意思を確認した上で対抗措置を発動するものであるため、本プランの導入に際して株主総会の承認を得ることは必ずしも必要ではないと考えております。しかしながら、当社取締役会は、株主の皆様のご意思を尊重する観点から、平成26年6月25日開催の当社第74回定時株主総会において本プランの導入につき株主の皆様のご賛否を問い、本プランの導入が否決された場合には本プランを廃止することとし、当該総会において、株主の皆様のご承認を頂いております。

(e) 本プランが1回の株主総会決議を通じて廃止可能であること

当社取締役の任期は1年であり、1回の株主総会における通常決議による取締役の選解任を通じた取締役会の決議又は株主総会における本プラン廃止の通常決議により本プランを廃止することが可能です。

(f) 独立委員会の判断の重視

本プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、独立委員会を設置し、本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動又は不発動等について、当社の業務執行を行わず独立性を有している社外役員及び外部有識者から構成される独立委員会が勧告を行うこととしております。

そして、本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置について、独立委員会から不発動の勧告がなされた場合には、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、当該勧告に従って、本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を発動しない旨の決議を行うものとされております。

(g) ガイドラインの設定

当社は、本プランに係る各手続において当社取締役会による恣意的な判断や処理がなされることを防止し、また、手続の透明性を確保すべく、客観的な要件を織り込んだ内部基準として、ガイドラインを設けています。当該ガイドラインの制定により、対抗措置の発動、不発動又は中止に関する判断の際に拠るべき基準が客観性・透明性の高いものとなり、本プランにつき十分な予測可能性が付与されることとなります。

(h) デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記(e)記載のとおり、当社の株主総会又は株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によっていつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）又はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

上記 の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資して頂くため、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、上記 の取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の経営資源に基づく当社の持続的な企業価値の向上が妨げられるような事態を防ぐことができると考えられ、上記 の取組みは、上記 の基本方針の実現に資するものであると考えております。

したがいまして、上記 の取組みは、上記 の基本方針に沿うものであり、株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

上記 の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記 (1)及び(3)(b)等に記載のとおり、本プランは、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして導入されたものであります。また、上記 (3)記載のとおり、本プランの合理性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

したがいまして、上記 の取組みは上記 の基本方針に沿うものであり、株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(5) 研究開発活動

重要な記載事項はありません。

(6) 主要な設備

前連結会計年度末において計画中であった主要な設備の新設、休止、大規模改修、除却、売却等について、当第2四半期連結累計期間に著しい変更があったものは、次のとおりであります。

計画完了

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資金額 (百万円)	資金調達方法	完了年月
提出会社	群馬県邑楽郡千代田町	複合ソリューション事業	物流センター設備	1,110	自己資金及び借入金	平成28年 4月
提出会社	大阪市西淀川区	国内物流事業	コンベア等設備一式	1,317	リース	平成28年 8月

(注) 1. 金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	227,596,808
計	227,596,808

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成28年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成28年11月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	56,912,172	56,912,172	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	56,912,172	56,912,172	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成28年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成28年6月23日
新株予約権の数(個)	9,630
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注1)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	96,300 (注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	自 平成28年7月30日 至 平成58年7月29日(注2)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,094 資本組入額 547 (注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注6)

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、10株とする。

なお、新株予約権の割当日後に、当社が普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算式により付与株式数の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、割当日後に当社が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使期間

平成28年7月30日から平成58年7月29日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

3. 資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員のいずれの地位も喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、取締役、執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。

5. 新株予約権の取得に関する事項

新株予約権者が権利行使をする前に、前記「新株予約権の行使の条件」の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権の行使ができなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社株主総会（株主総会が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の取得に関する事項

前記「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成28年7月1日～ 平成28年9月30日 (注)	7,530	56,912,172	5	1,697	5	905

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

平成28年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
江之子島商事(株)	大阪府豊中市寺内二丁目4番1号 緑地駅ビル6階	5,040	8.85
鴻池運輸従業員持株会	大阪市中央区伏見町四丁目3番9号	4,980	8.75
新日鐵住金(株)	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号	4,902	8.61
鴻池 忠彦	大阪市中央区	3,765	6.61
銀泉(株)	東京都千代田区九段南三丁目9番15号	3,598	6.32
鴻池 一季	兵庫県芦屋市	3,482	6.11
(株)三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	2,480	4.35
日本トラスティ・サービス 信託銀行(株)(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,459	4.32
大阪瓦斯(株)	大阪市中央区平野町四丁目1番2号	2,248	3.95
日本マスタートラスト 信託銀行(株)(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	1,607	2.82
計	-	34,565	60.73

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 56,908,900	569,089	-
単元未満株式	普通株式 3,072	-	-
発行済株式総数	56,912,172	-	-
総株主の議決権	-	569,089	-

(注) 単元未満株式には、当社所有の自己株式76株が含まれております。

【自己株式等】

平成28年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
鴻池運輸(株)	大阪市中央区伏見町四丁目3番9号	200	-	200	0.00
計	-	200	-	200	0.00

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。
 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
代表取締役副社長	管理管掌 CSR推進本部本部長	代表取締役副社長	管理管掌 CSR推進本部本部長 情報セキュリティ担当	清水 正義	平成28年9月16日

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成28年7月1日から平成28年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	20,307	19,510
受取手形及び売掛金	43,510	45,518
未成工事支出金	14	54
貯蔵品	1,255	1,242
繰延税金資産	2,304	2,406
その他	3,356	3,520
貸倒引当金	62	55
流動資産合計	70,685	72,197
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	103,888	103,752
減価償却累計額	61,807	62,160
建物及び構築物(純額)	42,080	41,591
機械装置及び運搬具	48,220	48,161
減価償却累計額	40,254	40,102
機械装置及び運搬具(純額)	7,966	8,059
土地	40,953	40,282
リース資産	4,130	5,521
減価償却累計額	1,558	1,767
リース資産(純額)	2,571	3,754
建設仮勘定	4,557	3,357
その他	6,959	7,031
減価償却累計額	5,769	5,841
その他(純額)	1,190	1,189
有形固定資産合計	99,320	98,234
無形固定資産	3,599	3,293
投資その他の資産		
投資有価証券	9,301	9,108
長期貸付金	344	378
繰延税金資産	2,953	3,055
退職給付に係る資産	131	114
その他	5,621	5,741
貸倒引当金	185	186
投資その他の資産合計	18,168	18,212
固定資産合計	121,087	119,740
資産合計	191,773	191,938

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	14,592	14,023
短期借入金	2,868	3,338
1年内償還予定の社債	4,000	1,000
1年内返済予定の長期借入金	4,691	6,488
未払費用	9,468	9,651
未払法人税等	1,732	2,503
その他	11,376	11,961
流動負債合計	48,728	48,968
固定負債		
社債	16,000	16,000
長期借入金	11,804	9,766
リース債務	2,183	3,357
繰延税金負債	531	508
再評価に係る繰延税金負債	1,800	1,788
退職給付に係る負債	17,646	17,474
役員退任慰労金引当金	95	95
厚生年金基金解散損失引当金	58	58
長期未払金	2,147	2,127
その他	2,181	2,246
固定負債合計	54,448	53,424
負債合計	103,177	102,393
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,688	1,697
資本剰余金	755	764
利益剰余金	86,900	90,216
自己株式	0	0
株主資本合計	89,343	92,678
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,986	2,895
土地再評価差額金	4,833	4,839
為替換算調整勘定	1,762	631
退職給付に係る調整累計額	2,663	2,550
その他の包括利益累計額合計	2,748	5,125
新株予約権	121	208
非支配株主持分	1,878	1,783
純資産合計	88,596	89,544
負債純資産合計	191,773	191,938

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
売上高	126,120	130,116
売上原価	113,980	117,486
売上総利益	12,140	12,630
販売費及び一般管理費	16,406	16,333
営業利益	5,734	6,296
営業外収益		
受取利息	54	44
受取配当金	117	120
その他	184	149
営業外収益合計	355	315
営業外費用		
支払利息	180	142
投資有価証券評価損	107	7
為替差損	-	19
その他	23	33
営業外費用合計	310	203
経常利益	5,779	6,408
特別利益		
固定資産売却益	47	64
退職給付制度改定益	-	242
その他	8	20
特別利益合計	56	328
特別損失		
固定資産除売却損	88	191
災害による損失	-	49
その他	-	57
特別損失合計	88	298
税金等調整前四半期純利益	5,747	6,437
法人税、住民税及び事業税	2,280	2,397
法人税等調整額	11	263
法人税等合計	2,291	2,134
四半期純利益	3,455	4,303
非支配株主に帰属する四半期純利益	83	54
親会社株主に帰属する四半期純利益	3,371	4,248

【四半期連結包括利益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
四半期純利益	3,455	4,303
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	485	91
為替換算調整勘定	192	2,457
退職給付に係る調整額	141	113
持分法適用会社に対する持分相当額	30	60
その他の包括利益合計	121	2,495
四半期包括利益	3,333	1,807
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,255	1,877
非支配株主に係る四半期包括利益	78	69

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	5,747	6,437
減価償却費	3,424	3,563
のれん償却額	153	172
貸倒引当金の増減額(は減少)	18	2
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	115	150
災害損失	-	49
退職給付制度改定益	-	242
役員退任慰労金引当金の増減額(は減少)	1,892	0
厚生年金基金解散損失引当金の増減額(は減少)	63	-
受取利息及び受取配当金	171	165
支払利息	180	142
為替差損益(は益)	5	20
固定資産売却益	47	64
固定資産除売却損	88	191
売上債権の増減額(は増加)	1,702	2,230
たな卸資産の増減額(は増加)	48	30
その他の資産の増減額(は増加)	122	305
仕入債務の増減額(は減少)	60	77
その他の負債の増減額(は減少)	1,000	1,479
その他	430	495
小計	5,102	9,585
利息及び配当金の受取額	154	155
利息の支払額	179	146
法人税等の支払額	2,278	1,499
その他	-	177
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,798	8,271
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額(は増加)	20	32
短期貸付金の純増減額(は増加)	86	5
有形固定資産の取得による支出	4,662	4,395
有形固定資産の売却による収入	41	473
無形固定資産の取得による支出	135	232
投資有価証券の取得による支出	34	22
長期貸付けによる支出	23	6
長期貸付金の回収による収入	11	10
持分法で会計処理されている投資の取得による支出	287	-
その他	346	236
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,543	4,435

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	78	515
社債の償還による支出	-	3,000
長期借入れによる収入	600	1,100
長期借入金の返済による支出	2,095	1,345
配当金の支払額	640	938
非支配株主への配当金の支払額	30	25
その他	263	332
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,352	4,027
現金及び現金同等物に係る換算差額	41	584
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	5,055	775
現金及び現金同等物の期首残高	26,480	19,954
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 21,425	1 19,179

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(連結範囲の重要な変更)

第1四半期連結会計期間において、当社の連結子会社である九州産交運輸㈱を存続会社とする吸収合併により、(株)産交運輸物流サービスは消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を第1四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

(在外子会社等の収益及び費用の本邦通貨への換算方法の変更)

在外子会社等の収益及び費用は、従来、当該在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算しておりましたが、第1四半期連結会計期間より期中平均相場により円貨に換算する方法に変更しております。当社グループは海外売上高の拡大・グローバル展開を推進しており、在外子会社等における海外売上高の重要性が今後さらに増加することが見込まれるため、一時的な為替相場の変動による期間損益への影響を緩和し、在外子会社等の業績をより適切に連結財務諸表に反映させるため、在外子会社等の収益及び費用を期中平均相場により円貨に換算する方法が合理的であると判断したためであります。

なお、この変更による影響額は軽微であるため、遡及適用は行っておりません。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を第1四半期連結会計期間から適用しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

(1)銀行借入金に対する債務保証

前連結会計年度 (平成28年3月31日)		当第2四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)	
青海流通センター(株) (当社の他14社による連帯保証、 総額53百万円)	1百万円	-	- 百万円
大阪港総合流通センター(株) (当社の他7社による連帯保証、 総額132百万円)	20	大阪港総合流通センター(株) (当社の他7社による連帯保証、 総額40百万円)	6
神戸港島港運協同組合 (佐野運輸(株)の他3社による連帯 保証、総額250百万円)	62	神戸港島港運協同組合 (佐野運輸(株)の他3社による連帯 保証、総額250百万円)	62
協同組合東京海貨センター 従業員	11 0	協同組合東京海貨センター 従業員	11 0
計	96	計	81

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
役員報酬	416百万円	413百万円
社員給与金	2,049	2,060
社員賞与金	593	598
福利厚生費	513	512
退職給付費用	105	124

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
現金及び預金勘定	21,716百万円	19,510百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	291	331
現金及び現金同等物	21,425	19,179

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年5月15日 取締役会	普通株式	640	22.50	平成27年3月31日	平成27年6月25日	利益剰余金

(注)当社は、平成27年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。なお、1株当たり配当額は、当該株式分割前の金額を記載しております。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年11月11日 臨時取締役会	普通株式	938	16.50	平成27年9月30日	平成27年12月7日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年5月13日 取締役会	普通株式	938	16.50	平成28年3月31日	平成28年6月24日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年11月11日 取締役会	普通株式	995	17.50	平成28年9月30日	平成28年12月5日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結損 益計算書計上 額(注)3
	複合ソリュー ション事業	国内物流事業	国際物流事業	合計				
売上高								
外部顧客への 売上高	84,805	24,482	16,832	126,120	0	126,120	-	126,120
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	514	1,081	50	1,646	46	1,693	1,693	-
計	85,319	25,564	16,882	127,766	46	127,813	1,693	126,120
セグメント利益	7,149	1,004	659	8,813	17	8,830	3,096	5,734

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、当社グループの資産運用業務等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額 3,096百万円には、セグメント間取引消去17百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 3,114百万円が含まれております。全社費用は、当社の本社総務部門等管理部門に係る費用であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれんの発生益)

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結損 益計算書計上 額(注)3
	複合ソリュー ション事業	国内物流事業	国際物流事業	合計				
売上高								
外部顧客への 売上高	89,325	24,574	16,217	130,116	-	130,116	-	130,116
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	482	991	76	1,550	46	1,597	1,597	-
計	89,807	25,565	16,294	131,667	46	131,713	1,597	130,116
セグメント利益	7,599	965	757	9,322	17	9,339	3,043	6,296

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、当社グループの資産運用業務等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額 3,043百万円には、セグメント間取引消去16百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 3,060百万円が含まれております。全社費用は、当社の本社総務部門等管理部門に係る費用であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

重要な減損損失はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれんの発生益)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	59円26銭	74円66銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	3,371	4,248
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半 期純利益金額(百万円)	3,371	4,248
普通株式の期中平均株式数(千株)	56,898	56,908
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金 額	59円23銭	74円51銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	28	109
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかつ た潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変 動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成28年11月11日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議しました。

(イ) 中間配当による配当金の総額・・・・・・・・・・995百万円

(ロ) 1株当たりの金額・・・・・・・・・・17円50銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払い開始日・・・・・・・・平成28年12月5日

(注) 平成28年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年11月9日

鴻池運輸株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉村 祥二郎	印
--------------------	-------	--------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	目細 実	印
--------------------	-------	------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている鴻池運輸株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成28年7月1日から平成28年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、鴻池運輸株式会社及び連結子会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。